大学キャリア・アドバイザー養成講座	公益財団法人日本生産性本部	東京都渋谷区渋谷三丁目一番一号	二3	一三	平成二十八年八月十五日
逐語記録の検討	株式会社日本マンパワー	東京都千代田区神田東松下町四十七番一号	一1及び4並びに二1から8まで	四	平成二十八年八月十五日
面接に活かすアンガーマネジメント	株式会社テクノファ	神奈川県川崎市川崎区砂子一丁目十番二号ソシオ砂子ビル	一1及び4並びに二2から6まで	五	平成二十八年八月十五日
面談スキル向上（かかわり技法）	株式会社日本マンパワー	東京都千代田区神田東松下町四十七番一号	一1及び4並びに二1から8まで	七	平成二十八年八月十五日
面談スキル向上（積極技法）	株式会社日本マンパワー	東京都千代田区神田東松下町四十七番一号	一1及び4並びに二1から8まで	四	平成二十八年八月十五日

第三条　講習省令第二条第二項の規定に基づき、規則第四十八条の十七第一項第一号に規定する厚生労働大臣の指定を受けた講習は、次の表に掲げるとおりとする。

講習	実施機関の名称	科目	時間	指定年月日
キャリアコンサルタント更新専門研修（知識Ⅰ）	独立行政法人労働政策研究・研修機構	一1及び4並びに二1から8まで	一一	平成二十八年八月十五日
キャリアコンサルタント更新専門研修（知識Ⅱ）	独立行政法人労働政策研究・研修機構	一1及び4並びに二1から8まで	九	平成二十八年八月十五日
キャリアコンサルタント更新専門研修（知識ⅢA）	独立行政法人労働政策研究・研修機構	一1及び4並びに二1から8まで	一一	平成二十八年八月十五日

第四条　講習省令第二条第二項の規定に基づき、規則第四十八条の十七第一項第二号に規定する厚生労働大臣の指定を受けた講習は、次の表に掲げるとおりとする。

講習	実施機関の名称	科目	時間	指定年月日
キャリアコンサルタント更新専門研修（技能Ⅰ）	独立行政法人労働政策研究・研修機構	一1及び4並びに二1から8まで	二九	平成二十八年八月十五日
キャリアコンサルタント更新専門研修（技能Ⅱ）	独立行政法人労働政策研究・研修機構	一1及び4並びに二1から8まで	三六	平成二十八年八月十五日
キャリアコンサルタント更新専門研修（技能ⅢA）	独立行政法人労働政策研究・研修機構	一1及び4並びに二1から8まで	二〇	平成二十八年八月十五日
キャリアコンサルタント更新専門研修（技能ⅢB）	独立行政法人労働政策研究・研修機構	一1及び4並びに二1から8まで	三一	平成二十八年八月十五日
キャリアコンサルタント更新専門研修（技能Ⅳ）	独立行政法人労働政策研究・研修機構	一1及び4並びに二1から8まで	一〇	平成二十八年八月十五日

○国土交通省告示第九百五十四号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年八月二十五日

国土交通大臣　石井　啓一

免許番号	氏名	本籍の都道府県名	免許年月日	水先区の名称
第二〇〇四三号	篠崎　啓二	富山県	平成二十八年八月十七日	七尾水先区

○防衛省告示第百七十四号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年八月二十五日

防衛大臣　稲田　朋美

期間　平成二十八年九月一日から同年十月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　日高沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度九、一四四メートルまでの間

(ア)　北緯四一度四三分〇九秒　東経一四二度五九分四六秒
(イ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(ウ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度〇七分四七秒
(エ)　北緯四一度四五分三九秒　東経一四二度〇五分一七秒
(オ)　北緯四一度二七分一〇秒　東経一四二度四二分四六秒
(カ)　北緯四一度四四分〇九秒　東経一四二度五七分四六秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百七十五号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年八月二十五日

防衛大臣　稲田　朋美

期間　平成二十八年九月一日から同年十月三十一日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　三沢沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四三度一九分四六秒
(イ)　北緯四〇度五三分一〇秒　東経一四三度一三分四六秒
(ウ)　北緯四〇度四四分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(エ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(オ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度一〇分四七秒
(カ)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四二度〇九分四七秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百七十六号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年八月二十五日

防衛大臣　稲田　朋美

期間　平成二十八年九月一日から同年十月三十一日までの間、〇七〇〇から一九〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。